

建政-1746

平成29年3月27日

各建設業関係団体の長様



工事請負契約に係る「契約事項」の一部改正について（通知）

本県の建設行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、秋田県では、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を準用して定めている契約事項の遅延利息等の利率の改定及び平成28年度における前払金の使途にかかる特例措置の終了に伴い、工事請負契約に係る「契約事項」の一部を別添のとおり改正したのでお知らせします。

なお、改正後の契約事項については、平成29年4月1日以降に入札公告等を行う工事の契約について適用することとします。

担当：建設部建設政策課

建設業班

T E L : 018-860-2425

F A X : 018-860-3800

29.3.28

1044

工事請負契約に係る「契約事項」の一部改正の概要

1 前払金の超過額返還に係る遅延利息等の利率改正

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく遅延利息の改正に伴い、契約事項の遅延利息等の率を改正する。

「年2.8%」 → 「年2.7%」

①前払金の超過額返還に係る遅延利息

(第35条第11項又は第12項関係)

②履行遅滞の場合の遅延損害金 (第43条第2項及び第3項関係)

③契約解除の場合の前払金返還利息 (第48条第3項関係)

2 平成28年度における前払金の使途にかかる特例措置の終了に伴う改正 (第53条関係)

特例措置の終了に伴い関係条を削除する。

※ 適用期日

平成29年4月1日以降に入札公告等を行う工事の契約について適用する。

工事請負契約に係る「契約事項」の一部改正について

契約事項の一部を次のように改正する。

(新旧対照表のとおり)

(平成29年3月27日建政-1746(平成29年4月1日から施行))

契約事項新旧対照表

1 通常の契約

新(改正後)	旧
<p>(前払金) 第35条 1～10 略 11 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、<u>年2.7%</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>(履行遅滞の場合における損害金等) 第43条 1 略 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.7%</u>の割合で計算した額とする。 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.7%</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置) 第48条 1～2 略 3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、受注者は、解除が第45条から第45条の3まで又は第46条の2第2項の規定によるときには、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.7%</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条第1項又は前条第1項の規定によるときには、その余剰額を発注者に返還しなければならない。 4～8 略</p> <p>(補則) 第53条 削除</p>	<p>(前払金) 第35条 1～10 略 11 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、<u>年2.8%</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>(履行遅滞の場合における損害金等) 第43条 1 略 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.8%</u>の割合で計算した額とする。 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.8%</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置) 第48条 1～2 略 3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、受注者は、解除が第45条から第45条の3まで又は第46条の2第2項の規定によるときには、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.8%</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条第1項又は前条第1項の規定によるときには、その余剰額を発注者に返還しなければならない。 4～8 略</p> <p>(補則) 第53条 平成29年3月31日までに新たに請負契約を締結した工事に係る第35条第1項の前払金で、同日までに払出しが行われるものについては、第36条の規定にかかわらず、第35条第1項の前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p>

2 契約保証を免除する契約

新（改正後）	旧
(前払金) 第35条 1～10 略 11 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、 <u>年2.7%</u> の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。	(前払金) 第35条 1～10 略 11 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、 <u>年2.8%</u> の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。
(履行遅滞の場合における損害金等) 第43条 1 略 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、 <u>年2.7%</u> の割合で計算した額とする。 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、 <u>年2.7%</u> の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。	(履行遅滞の場合における損害金等) 第43条 1 略 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、 <u>年2.8%</u> の割合で計算した額とする。 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、 <u>年2.8%</u> の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。
(解除に伴う措置) 第48条 1～2 略 3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、受注者は、解除が第45条から第45条の3まで又は第46条の2第2項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ <u>年2.7%</u> の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条第1項又は前条第1項の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。 4～8 略	(解除に伴う措置) 第48条 1～2 略 3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、受注者は、解除が第45条から第45条の3まで又は第46条の2第2項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ <u>年2.8%</u> の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条第1項又は前条第1項の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。 4～8 略
(補則) 第53条 削除	(補則) 第53条 平成29年3月31日までに新たに請負契約を締結した工事に係る第35条第1項の前払金で、同日までに払出しが行われるものについては、第36条の規定にかかわらず、第35条第1項の前払金の <u>100分の25</u> を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

3 繙続費による契約

新（改正後）	旧
(前払金) 第35条 1～11 略 12 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、 <u>年2.7%</u> の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。	(前払金) 第35条 1～11 略 12 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、 <u>年2.8%</u> の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。
(履行遅滞の場合における損害金等)	(履行遅滞の場合における損害金等)

<p>第43条 1 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.7%</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.7%</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第48条 1 ~ 2 略</p> <p>3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、受注者は、解除が第45条から第45条の3まで又は第46条の2第2項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.7%</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条第1項又は前条第1項の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>4 ~ 8 略</p> <p>(補則)</p> <p>第53条 削除</p>	<p>第43条 1 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.8%</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.8%</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第48条 1 ~ 2 略</p> <p>3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、受注者は、解除が第45条から第45条の3まで又は第46条の2第2項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.8%</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条第1項又は前条第1項の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>4 ~ 8 略</p> <p>(補則)</p> <p>第53条 平成29年3月31日までに新たに請負契約を締結した工事に係る第35条第1項の前払金で、同日までに払出しが行われるものについては、第36条の規定にかかわらず、第35条第1項の前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p>
--	--

4 全部債務による契約

新 (改正後)	旧
<p>(前払金)</p> <p>第35条 1 ~ 11 略</p> <p>12 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、<u>年2.7%</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>(履行遅滞の場合における損害金等)</p> <p>第43条 1 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.7%</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.7%</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第48条 1 ~ 2 略</p> <p>3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条の</p>	<p>(前払金)</p> <p>第35条 1 ~ 11 略</p> <p>12 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、<u>年2.8%</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>(履行遅滞の場合における損害金等)</p> <p>第43条 1 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.8%</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.8%</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第48条 1 ~ 2 略</p> <p>3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条の</p>

規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、受注者は、解除が第45条から第45条の3まで又は第46条の2第2項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.7%の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条第1項又は前条第1項の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 ~ 8 略

(補則)

第53条 削除

規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、受注者は、解除が第45条から第45条の3まで又は第46条の2第2項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.8%の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条第1項又は前条第1項の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 ~ 8 略

(補則)

第53条 平成29年3月31日までに新たに請負契約を締結した工事に係る第35条第1項の前払金で、同日までに払出しが行われるものについて、第36条の規定にかかわらず、第35条第1項の前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

5 一部債務による契約

新(改正後)	旧
(前払金) 第35条 1 ~ 11 略 12 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、 <u>年2.7%</u> の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。	(前払金) 第35条 1 ~ 11 略 12 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、 <u>年2.8%</u> の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。
(履行遅滞の場合における損害金等) 第43条 1 略 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、 <u>年2.7%</u> の割合で計算した額とする。 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、 <u>年2.7%</u> の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。	(履行遅滞の場合における損害金等) 第43条 1 略 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、 <u>年2.8%</u> の割合で計算した額とする。 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、 <u>年2.8%</u> の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。
(解除に伴う措置) 第48条 1 ~ 2 略 3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、受注者は、解除が第45条から第45条の3まで又は第46条の2第2項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.7%の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条第1項又は前条第1項の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。	(解除に伴う措置) 第48条 1 ~ 2 略 3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、受注者は、解除が第45条から第45条の3まで又は第46条の2第2項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.8%の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条第1項又は前条第1項の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
4 ~ 8 略	4 ~ 8 略
(補則) 第53条 削除	(補則) 第53条 平成29年3月31日までに新たに請負契約を締結した工事に係る第35条第1項の前払金で、同

	<p>日までに払出しが行われるものについては、第36条の規定にかかわらず、第35条第1項の前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p>
--	---

6 役務的保証を付す契約

新（改正後）	旧
<p>（前払金） 第35条 1～10 略</p> <p>11 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、<u>年2.7%</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>（履行遅滞の場合における損害金等） 第43条 1 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.7%</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.7%</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>（解除に伴う措置） 第48条 1～2 略</p> <p>3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、受注者は、解除が第45条から第45条の3まで又は第46条の2第2項の規定によるときには、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.7%</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条第1項又は前条第1項の規定によるときには、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>4～8 略</p> <p>（補則） 第53条 削除</p>	<p>（前払金） 第35条 1～10 略</p> <p>11 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、<u>年2.8%</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>（履行遅滞の場合における損害金等） 第43条 1 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.8%</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.8%</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>（解除に伴う措置） 第48条 1～2 略</p> <p>3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、受注者は、解除が第45条から第45条の3まで又は第46条の2第2項の規定によるときには、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.8%</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条第1項又は前条第1項の規定によるときには、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>4～8 略</p> <p>（補則） 第53条 平成29年3月31日までに新たに請負契約を締結した工事に係る第35条第1項の前払金で、同日までに払出しが行われるものについては、第36条の規定にかかわらず、第35条第1項の前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p>

7 3年以上債務による契約

新（改正後）	旧
<p>(前払金) 第35条 1～11 略 12 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、<u>年2.7%</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>(履行遅滞の場合における損害金等) 第43条 1 略 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.7%</u>の割合で計算した額とする。 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.7%</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置) 第48条 1～2 略 3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、受注者は、解除が第45条から第45条の3まで又は第46条の2第2項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.7%</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条第1項又は前条第1項の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。 4～8 略</p> <p>(補則) 第53条 削除</p>	<p>(前払金) 第35条 1～11 略 12 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、<u>年2.8%</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>(履行遅滞の場合における損害金等) 第43条 1 略 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.8%</u>の割合で計算した額とする。 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.8%</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置) 第48条 1～2 略 3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、受注者は、解除が第45条から第45条の3まで又は第46条の2第2項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.8%</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条第1項又は前条第1項の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。 4～8 略</p> <p>(補則) 第53条 平成29年3月31日までに新たに請負契約を締結した工事に係る第35条第1項の前払金で、同日までに払出しが行われるものについては、第36条の規定にかかわらず、第35条第1項の前払金の<u>100分の25</u>を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p>